名誉会員選出細則

(目的)

第1条 本細則は、日本アプライド・セラピューティクス学会(以下、「本会」という)の定款第6 条第4号に基づき、名誉会員選出に関して必要な事項を定める。

(国内の名誉会員)

- 第2条 国内の名誉会員は、原則として60歳以上の者で、次の各号に掲げる基準の何れかに該当する者とする。
 - (1) 会長経験者
 - (2) 本会の理事または監事を経験し、かつ評議員を10年以上委嘱された者
 - (3) 本会に関連する著しい学問的・社会的業績を上げ、本会に貢献した個人または団体 (国外の名誉会員)
- 第3条 国外の名誉会員は、次の各号に掲げる基準のすべてに該当する者とする。
 - (1) 国際交流上、重要と思われる研究者
 - (2) 本会における講演などの実績を有する者
 - (3) 本会会員の臨床及び研究の指導実績を有する者
 - (4) 原則として 60 歳以上の者

(名誉会員の推薦)

- 第4条 評議員は、所定の様式により、名誉会員を推薦することができる。
 - 2. 所定の様式は、次のとおりとする。
 - (1) 推薦書
 - (2) 被推薦者の署名入り履歴書
 - (3) その他、会長が必要と認める書類

(名誉会員の承認)

- 第5条 会長は、毎年12月末日までに名誉会員の推薦を受け付けるものとする。
 - 2. 会長は、被推薦者を理事会に諮り、さらに評議員会の議を経て、総会の承認を受ける。(名誉会員の恩典)
- 第6条 名誉会員には次の恩典が与えられる。
 - (1) 総会での称号の授与
 - (2) 会費が免除される恩典

(死後の授与)

第7条 死後の授与については、会長が理事会に諮り決定する。

(名誉会員の英文標示)

第8条 名誉会員の英文標示は、Honorary Membership of Japanese Society for Applied Therapeutics とする。

附則

- (1) 本規則の改廃は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。
- (2) 本規則は、平成 21 年 4 月 25 日より施行する。